第2回 協働の森基金審査委員会議事録

議題	1 議事
	(1)審査基準及び審査方法の決定
	(2) その他
	2 その他
日 時	平成17年9月2日(金) 15:00~16:30
場所	市役所8階会議室
出席委員	曽田 欽嗣、北川 淑子、二宮 一男、松本 和也
	欠席委員 小堀洋美 ※敬称略
開催形態	公開
決定事項	制度に関する主な改善点
	・申請時に理由書を追加。
	・申請時から委員会開催までの間に事務局による土地所有者への事業説明を行う
	こと。
	・委員会の後に団体が土地所有者と売却の同意交渉を行うこととし、その期間を 3カ月以内とした。売却同意後に市の取得決定をする。
	3 万月以内とした。 定却向息後に用り取侍伏足をする。
	 審査の基本方針及び審査方法
	・現地調査報告書の評価書による判断と理由書の二つにより、委員会は審査をし、
	その結果として物件の可否や順位付けを行う基本方針を決定。
	・現地調査における評価基準について、一部修正して決定。
議事	1(1)審査基準及び審査方法の決定について
	(ア)制度に関する改善について
	前回の委員会で、制度に関して出された委員の意見
	申請しやすい仕組みを考えてほしい。ハードルが高い。
	・ 団体が土地所有者交渉により同意を得た後では、委員会では良い悪いをいうこ
	とができない。
	・ 市民の方々が何を望んでいるのか分からない。
	に基づき改善した事業フローにより、説明を行った。
	(以下意見)
	事業フロー案の中では、委員会の立場が独自性を保たれているのでいいのではな
	しいか。
	 山鹿禾昌仝昌了承
	出席委員全員了承。

(イ)審査の基本方針及び審査方法

審査の基本方針に基づき、行政の役割、委員会の役割について以下の説明を行った。

・行政の行う条件チェックをクリアした土地を委員会に提出し、委員会は、単独 の場合は可否を、複数の場合は可否に加え委員会による順位付けを行う。

(以下意見)

評価基準は1件であろうが、複数であろうが変わらない。委員会は買う買わないではなくて、協働の森として残すべきかどうかを決めればいい。

候補地が複数あったときは、その優先順位を付けるべきであろう。

審査基準をベースにした現地調査報告書の評価書による判断と理由書の二つを基本として、委員会は審査をする。その結果として物件の可否や順位付けをすることになるので、これでいいと思う。

現地調査報告書の評価書による判断と理由書の二つにより順位付けを行うことについて全員了解。

現地調査における評価基準については、委員の意見により、

- ・ 植生の常緑広葉樹林と落葉広葉樹林はひとつにして広葉樹林として3点とする。植生は3、2、1の3段階とする。
- ・ 連続性については、樹林地内にあるかないかのみではなく、及び隣接地を追加 する。
- ・ この評価基準は面積、植生、地形等の切り口から見た評価であるので、樹林地の評価は3段階ではなく、2段階とし、優は8点以上、良は7以下とする。こととなった。

2 その他

8月31日で募集期間が終了しているので、ここからは、随時受け付けることとし、申請が出てきたら、その時点で委員会を開催することで了承された。

資料

- 1 協働の森基金審査委員会運営要領
- 2 事業フロー
- 3 理由書
- 4 審査の基本方針
- 5 現地調査報告書
- 6 現地調査報告書における評価基準
- 7 民有樹林地の現況調査票(前年度調査分)
- 8 前回審查委員会議事録